

令和8年6月2日
株式会社確認検査機構トラスト

地盤調査報告書の検査予約前提出の徹底について

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和7年10月より、弊社ホームページおよび副本添付のお知らせ・質疑書等にて、「地盤調査報告書および関連資料（以下、「地盤書類」という。）の内容確認が完了するまで検査予約はできない」旨をご案内してまいりました。

多くのお客様にはご理解・ご協力を賜り、審査・検査業務の円滑化が進んでおります。しかしながら、現在も地盤書類の確認前に検査予約を申し込まれる事例が散見され、検査時に支障が生じるケースも発生しております。

弊社としても、周知期間を考慮し一定の猶予を設けてまいりましたが、十分な期間が経過したことから、令和8年6月8日（月）以降の検査については、地盤書類の確認完了前の予約受付を一切行わない方針を徹底いたします。

つきましては、以下の点にご留意ください。

- ・地盤書類と同時に検査希望日をご連絡いただいた場合は、日程の仮押さえはできません。
- ・地盤書類の送付方法・注意事項については、副本添付のお知らせをご確認ください。
- ・注意事項を満たしていない書類は確認できません。また、確認不可の連絡は行いません。

皆様のご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。